

## 沼田市獣害防止柵補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、農業者が有害獣による農作物への被害を防止する対策を講じた場合、予算の範囲内で経費の一部について沼田市獣害防止柵補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、補助金の交付に関しては、沼田市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 交付の対象者となるのは、資材購入及び申請時において沼田市内に住所かつ農地を有し、獣害対策を実施する営農意欲のある農業者及び団体とする。

### (補助対象事業費)

第3条 補助対象事業費は、次の各号に掲げる有害獣から農作物被害を防止するため、補助金の交付を受けたことのない農地の対策に要する資材購入費とする。

- (1) ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンカモシカ、イノシシ、ニホンザル、ハクビシン
- (2) 市長が必要と認めた有害獣

### (補助金額)

第4条 補助金の額は、防止柵の設置に必要な資材の購入に要する費用の2分の1以内（算出した額に1千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、限度額については次の表のとおりとする。

申請区分	限度額
2世帯以上で構成する団体で連続するほ場に防止柵を設置	10万円
1世帯で防止柵を設置	5万円

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、資材購入日から1年以内に獣害防止柵補助金交付申請書兼購入報告書（別記様式第1号）に位置図、防止柵資材費の領収書及び設置状況写真を添付して市長に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書を受領し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金等交付指令書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者に対して、速やかに当該申請に係る補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当であると認めるとき。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。